

財団法人 青森県生活衛生営業指導センター

1 マネジメント評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価		所管課評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)経営理念・基本目標・中長期経営計画、提言への対応	A	A	A	B
(2)事業内容等	A	A	A	A
(3)組織体制等	B	A	B	A
(4)事業遂行の効率性・有効性	A	A	A	A
マネジメント評価総合	A	A	A	A

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

指導センター事業については「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」及び各事業毎の要綱、規定を遵守し、社会状況の変化に応じた事業の立案・遂行を実施している。

2 財務評価

・評価結果の推移 【評価基準】「A」…良好 「B」…概ね良好 「C」…改善を要する 「D」…大いに改善を要する

項 目	公社等自己評価	
	前年度の 評価	当年度の 評価
(1)フローチャートによる評価	C	A
(2)財務分析比率による傾向	+	+

・公社等によるコメント(原因分析、補足説明、理由説明、問題点)

収入財源は殆どが補助金収入であるが、自主財源確保のため受託事業の実施、また管理費削減にも努力している。

3 今後対処すべき課題

公社等コメント	所管課コメント
補助金削減が厳しく言われるなか、自主財源の安定的な確保を図ることが必要と思われる。	事務事業の見直しにより、年々、当該センターへの補助金が減額されており、限られた予算の中で効率的かつ効果的な運営を目指していくことが必要である。また、当該センターにおいては、各生活衛生同業組合と連携し、営業者の組合加入促進を図る必要がある。

4 公社等経営評価委員会のコメント

所管課からのマネジメント評価は妥当であるが、本法人からのマネジメント評価に対して、当委員会は甘い評価であると判断する。

その理由として、本法人のマネジメント評価結果が、所管課の評価よりも総じて甘い評価となっている点を挙げることができるからである。なかんずく、当委員会からの提言への対応や組織体制における評価項目についての自己評価の基準が甘いと、当委員会として判断しているからである。

本法人と所管課からの財務評価は概ね妥当である。

しかしながら、本法人の事業の大部分が生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく補助事業であるとはいえ、今後、ますます国や県の財政が厳しくなるがゆえに、補助金収入の遞減は避けられないので、当委員会は、本法人が当委員会の前年度の提言（本法人の真摯な日常業務としての衛生施設改善と経営健全化の指導が会費収入増となり、経営活動の自主財源の確保に繋がること）についての対応策をさらに前向きに策定し、積極的に実施していくことを強く求めるものである。

また、経営者の指揮の下に法人組織内部に属する職員等が担当業務以外を相互に監査し合い、これをもって法人内部の不正や不規則を自ら発見し、また、未然に防ぐという役割を担う「内部監査」の制度確立と実施・強化に早急に対応していくことを当委員会は求めるものである。

法人の概要

6月1日 現在

法人の名称	財団法人青森県生活衛生営業指導センター	代表者職氏名	理事長 山本 昭三	所管課	保健衛生課
設立年月日	昭和58年 3月30日	事務所の所在地 (電話番号)	〒030-0812 青森市堤町二丁目1番2号 017-722-7002		

組織構成

理事・役員数	常勤 1 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 10 名	合計 11 名
監事・監査役数	常勤 名	(県派遣) 名	(県OB) 名	非常勤 2 名	合計 2 名
職員数	常勤 3 名	(県派遣) 名	(県OB) 1 名	非常勤 1 名	合計 4 名

臨時職員は非常勤に含む。

基本財産・資本金等

	うち県の出資等額		県の出資等比率
基本財産・資本金	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %
基 金	千円	千円	%
合 計	5,160 千円	1,500 千円	29.1 %

主な出資者等の構成(出資等比率順位順)

氏名・名称	金額(千円)	出資等比率(%)
1 青森県	1,500	29.1%
2 青森県理容生衛組合	445	8.6%
3 青森県美容業生衛組合	384	7.4%
4 青森県社交飲食業生衛組合	350	6.8%
5 青森県料理飲食業生衛組合	310	6.0%
6 青森県旅館ホテル生衛組合	286	5.5%
7 青森県すし業生衛組合	247	4.8%
8 青森県公衆浴場業生衛組合	238	4.6%
9 青森県クリーニング生衛組合	237	4.6%
10 青森県食肉生衛組合	234	4.5%

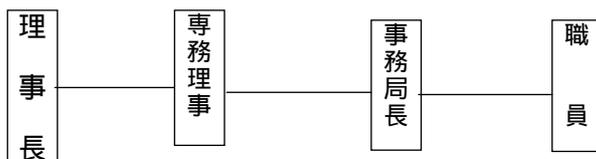
会員数(社団法人対象)

区分	正会員	賛助会員	その他の会員	合計
法人				0
個人				0

寄付金に関する減免措置

特定公益法人の有無	有 (年 月より)	無
指定寄付金の有無	有 (年 月 日~年 月 日)	無

組織図(簡略に記入するか別紙で添付してください。)



設立目的

生活衛生関係営業の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号、以下「生衛法」という。)に基づき、青森県における生活衛生関係営業(生衛法第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。)について、経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

設立の背景

理・美容業、クリーニング業、旅館業、公衆浴場業及び飲食店営業等の生活衛生関係営業(以下「生衛業」という。)は、それぞれ理容師法、美容師法、クリーニング業法あるいは食品衛生法等個別の業法によって、主に公衆衛生の見地から特別の衛生指導が行われている。生衛業の多くは経営基盤が脆弱な中小零細企業でありともすれば大企業の進出や業者間の過当競争によって経営が不安定に陥り、引いては適切な衛生水準の維持向上が阻害される傾向にある。このような状況から生衛業の健全な経営の確保を図り、これにより公衆衛生の維持増進を期するため、厚生労働省は昭和32年に制定された生衛法に基づき生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会の設立促進に努め、これらの組合を通じて業者の自主的活動の促進を図ってきたが、昭和50年代に入り生衛業を取巻く経営環境は営業施設の増加による過当競争や大企業の進出による事業分野の紛争が生じるなどますます厳しく、このような諸情勢に対応し生衛業の振興及び経営の安定を図るため、昭和54年「生衛法」の改正により道府県生活衛生営業指導センターの設立が法制化されたことにより、昭和58年(財)青森県生活衛生営業指導センターが設立され事業の経費については国、県からの補助を受け生衛業の振興と消費者利益の擁護を図るため各種の指導事業並びに調査事業を実施してきたものである。

事業内容

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持及び改善向上並びに経営の健全化についての相談と指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者又は消費者の苦情処理及び苦情に関する業者又は生活衛生同業組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催又はそのあっせん
- (5) 生活衛生関係営業に関する情報又は資料の収集、提供
- (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

マネジメント

1 経営理念、中・長期経営計画

(1) 経営者の経営理念・基本目標等

当財団は、県内の生活衛生関係営業に係わる健全化及び振興、衛生水準の維持向上、利用者の利益の擁護を図ることを目的に設立され、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興について、各種相談事業を実施することにより、経営基盤が脆弱で中小零細企業の占める割合が多い県内の生活衛生関係営業者の経営の安定と業界の発展に寄与する。

(2) 前年度における経営者の経営目標の達成度の自己評価

当該年度の事業計画に基づき生衛業の経営の健全化と業界の活性化、振興を図るため経営、融資、衛生、税務等の相談指導の諸事業を実施したほか、昨年度に引続き地域福祉の増進事業について報告書により啓発を図った。
また、受託事業として理容師美容師試験事務の他、生衛業の景気動向、実態調査等を実施し県内営業者の設備投資動向や地域情報等の把握に努め経営指導に反映させている。

(3) 当年度における経営者の経営目標

当年度においても、行政のサポーターとして衛生行政の手助けをすることによって、生衛業の健全化、衛生水準の維持向上、業界の活性化並びに振興を図るため相談指導事業をはじめとする諸事業を実施する。また、昨年、一昨年と生衛業が地域福祉の増進に貢献するための啓発を行ってきたが、当年度は2業種の協力を得て関連する事業の実施を計画している。

(4) 中・長期経営計画の状況

計画の策定状況	(14年度 ~ 20年度)	前年度までに策定済
		当年度策定

2 事業内容等

(1) 当年度予定している主な事業

事業名	事業区分	公益・収益 区分	直営・委託 区分	金額(千円)	全体事業費 に占める割合(%)	事業内容
(財)理容師美容師試験研修センター事務委託事業	受託事業	収益	直営	4,080	11.5%	(財)理容師美容師試験研修センターからの委託により、理容師美容師試験、免許登録、管理理容師管理美容師資格認定講習会、資格認定講習修了証登録に係わる事務を実施する。
生活衛生関係営業振興事業	補助事業	公益	直営	3,600	10.2%	生衛業の振興と地域活性化を図るため、消費者サービスの向上と新たな需要拡大を図るためのPR事業、顧客の満足度を高めるため生衛業に従事する者の専門的な技術の向上、研鑽を図るための事業並びに社会変化に対応し地域福祉の増進に貢献する事業を実施する。
活性化事業	補助事業	公益	直営	1,686	4.8%	零細で社会・経済環境の影響を受けやすい生衛業が、困難な問題にも的確に対応できる経営基盤を構築することで社会的要請に応えられる生衛業となるため、実態調査により現状を把握することで問題点、その対処方法等の検討を行うことで業の発展と活性化を図る。
相談室運営事業	補助事業	公益	直営	1,395	3.9%	生活衛生関係営業の衛生水準の維持向上並びに経営の近代化、合理化を推進するため相談指導業務を強化し相談室の充実を図る。
小企業等設備改善資金融資等指導事業	補助事業	公益	直営	1,271	3.6%	生活衛生関係営業の健全な発展と衛生向上及び確保のため、小企業者等を金融面から補完するため相談指導を実施し経営改善を促進する。
生活衛生関係営業景気動向等調査事業	受託事業	収益	直営	997	2.8%	生衛業界の景気、設備投資の動向を定期的に把握するとともに生衛業者の景況感や地域情報の定性的な情報の把握をするための調査を実施する。
生衛業情報化整備事業	補助事業	公益	直営	550	1.6%	生衛業情報ネットワークを活用し情報収集、ホームページの充実と情報提供に努めるとともに経営相談指導等への活用、事務処理の効率化を図る。
経営指導員指導事業	補助事業	公益	直営	522	1.5%	生衛業者の体質改善を図り、経営の近代化合理化等を推進するため、生活衛生経営指導員の指導による一層の経営の健全化と公衆衛生の発展向上を図る。
地区生衛業指導事業	補助事業	公益	直営	497	1.4%	指導センター所在地以外の地域で相談室を開設し、地域の実情に応じた相談指導事業を実施し生活衛生関係営業の経営の合理化、健全化、衛生水準の維持及び消費者サービス等の向上に関する相談指導を実施する。
公益事業支出	29,775 千円		直営事業支出	35,396 千円		
収益事業支出	5,621 千円		委託事業支出	千円		
当期支出(+)	35,396 千円		当期支出(+)	35,396 千円		
/	84.1 %		/	100.0 %		

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
(財)理容師美容師試験研修センター事務委託事業				
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	受験者数375名 免許登録件数372 件 資格認定講習受講 者108名	受験者数389名 免許登録件数338 件 資格認定講習受講 者138名	受験者数462名 免許登録件数369 件 資格認定講習受講 者170名	

事業名				目標値
生活衛生関係営業振興事業				生衛業の経営の健全化を通じた衛生水準の維持向上、需要の開拓、地域福祉増進への貢献等地域の活性化及び消費者サービスの向上を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	消費者対策事業7 件 専門技術習得事業 3件 後継育成事業1 件	消費者対策事業7 件 専門技術習得事業 4件	消費者対策事業6 件 専門技術習得事業 5件	公衆衛生の確保を第一義とした上で、生衛業の需要拡大と地域福祉の増進、消費者利益の擁護を図り業界の活性化と振興を推進する。

事業名				目標値
活性化事業(経営基盤支援事業)				生衛業が社会的要請に応えられる磐石な経営基盤を構築するため、現状の把握や問題点、その対処方法等を検討しその啓蒙を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	経営基盤支援 事業600件	経営基盤支援 事業650件	経営基盤支援 事業650件	社会経済の影響を直接受けやすい脆弱な生衛業が、多様化するニーズに応え社会環境の変化に対応した店づくりによって業界の振興と活性化を図る。

事業名				目標値
相談室運営事業				生衛業の衛生水準の維持向上並びに経営の合理化を推進するため相談窓口の活用拡大と啓蒙を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	相談件数56件	相談件数115 件	相談件数100 件	生衛業の衛生水準の維持向上並びに経営の合理化を推進するため相談指導の充実を図る。

事業名				目標値
小企業等設備改善資金融資等指導事業				生衛業の健全経営、衛生水準の維持向上と確保を図るため小規模で資金力が乏しい営業者に長期・低利の融資制度について活用指導を行う。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	融資指導件数89件 巡回指導件数665 件	融資指導件数88件 巡回指導件数595 件	融資指導件数44件 巡回指導件数463 件	一般金融機関からの借入が困難な小規模零細な生衛業者に対し、金融面から補完し経営の改善を図る。

事業名				目標値
生活衛生関係営業景気動向等調査				年4回の連続性のある調査によって情報収集と生衛業の動向を把握し相談指導業務の充実を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	調査件数70件	調査件数70件	調査件数70件	生衛業の景気、設備投資等の動向或いは景況感を定期的に把握し相談指導の参考とする。

(2) 当年度予定している主な事業に係る目標(指標)内容

事業名				目標値
生衛業情報化整備事業				生衛業に関する各種情報の収集・蓄積を行い、情報の整備により経営相談、指導の充実強化並びに事務の効率化を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
		HPアクセス件数 829件	HPアクセス件数 2,389件	PCを活用し生衛業の経営診断、情報の分析・提供をするとともに、ホームページの充実により消費者、利用者の利便をも図る。

事業名				目標値
経営指導員指導事業				生衛業の個々の体質改善を図り経営の近代化・合理化の促進を推進し生衛業の発展と公衆衛生の向上に努める。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	49件	83件	43件	生衛業者に対し経理、衛生、融資等の指導を実施し営業施設の近代化、合理化を図る。

事業名				目標値
地区生衛業指導事業				相談指導事業を円滑に進めるため、地域の実情に応じた相談室を開設し経営の健全化と衛生水準の維持向上、組織強化を図る。
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等
	26件	33件	65件	遠隔地の生衛業者のために地区毎に相談室を開設し、経理、衛生、融資等の指導を実施し営業施設の近代化、合理化り衛生水準の維持向上を図る。

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

事業名				目標値
過去の実績 (単位)	前々々年度	前々年度	前年度	設定理由等

3 組織体制等

(1) 役職員数(6.1現在)

(単位:人)

項目	前々年度	前年度	当年度
常勤役員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	民間からの役員		
	プロバ-職員		
	小計	1	1
常勤職員	県派遣職員		
	県職員OB	1	1
	プロバ-職員	2	2
	小計	3	3
非常勤役員	県・市町村関係		
	民間からの役員	12	12
	小計	12	12
非常勤職員	県職員OB		
	その他の職員		
	小計	0	0
臨時職員			1
計(~)	16	16	17

(2) 職員の年代別構成(6.1現在)

(単位:人)

	50代以上	40代	30代	20代	10代	合計
プロバ-職員	1	1				2
県派遣職員						0
県職員OB	2					2
非常勤職員						0
臨時職員		1				1
計	3	2	0	0	0	5

(3) 職員の勤続年数別構成(6.1現在)

(単位:人)

	30年以上	20年以上	10年以上	5年以上	5年未満	合計
プロバ-職員		1		1		2
県派遣職員						0
県職員OB				1	1	2
非常勤職員						0
臨時職員					1	1
計	0	1	0	2	2	5

(4) 役職員の見直し内容

前々年度	前年度	当年度

(5) 常勤職員の給与体系

(いずれかに をして下さい。)	給与体系の見直し予定
1 法人独自の給与体系	1 有 (年 月予定)
2 県の給与体系を準用	② 無
③ その他 (国の補助金交付要綱で定める額)	3 その他 ()

給与体系の見直し予定がある場合、どの様に見直しする予定か記入してください。

--

(6) 経営情報等の情報公開の状況(複数回答可 いずれかに をして下さい。)

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人		定められている	定められていない
公開状況	公開内容	公開方法	
① 自ら積極的に公開している 2 情報開示請求等があれば公開している 3 その他()	① 貸借対照表 ② 損益計算書、収支計算書等(概要のみも可) ③ 事業内容、計画等 ④ その他(寄附行為、役員名簿)	① 事務所等に備え付け ② 広報誌、新聞等、インターネット、公告 3 議会において説明等 4 その他()	

青森県情報公開条例第33条の規定により実施機関が定める法人に定められた法人は条例の主旨にのっとり、その保有する情報の開示及び提供を行うため必要な措置を講ずるよう努める責務があります。また、公益法人は「公益法人の設立許可及び指導監督基準(平成8年9月20日閣議決定)」に基づき業務及び財務に関する資料を主たる事務所に備えて置き、原則として、一般閲覧に供することとなっています。

(7) 内部監査(当該業務担当者以外の者による相互監査)の実施状況

	支出事務	契約事務	財産管理事務
1. 内部監査規程の名称	会計の事務処理に係る内部検査要綱		
2. 実施頻度	年2回		
3. 内部監査で指摘された事項			

(8) 職員研修の実施状況

研修の名称	実施機関名	受講人数	最終実施年度
都道府県生活衛生営業指導センター職員研修会	(財)全国生活衛生営業指導センター	2	15年度

(9) 人事交流の実施状況

人事交流の実績	実施年度
へ 名派遣	
へ 名派遣	
へ 名派遣	
から 名受入	
から 名受入	
から 名受入	

4 マネジメント評価 (5段階評価 5:非常に良い 4:良い 3:普通 2:悪い 1:非常に悪い)

当法人は、「大規模民法・特別法法人」に該当 する しない

(1) 経営理念、基本目標、中・長期経営計画、提言への対応

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 経営者の経営理念・基本目標を単に訓示する等にとどまらず、日常の経営活動の中で周知徹底しています。	5	4
(全法人) 事業対象について調査、分析し、その結果を資料としてまとめ、それを経営活動に活かすシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画と県の政策との整合性について、県の所管部局と十分に協議しています。	4	3
(大規模民法・特別法法人) 中長期経営計画の策定に際して、収支の相関関係をシミュレーションして設定しています。		
(全法人) 中長期経営計画に基づき、年度別、事業別に経営数値目標を作成しています。	4	4
(全法人) 外部経営環境(社会経済動向・同業他法人の経営活動)の変化に応じて中長期経営計画を見直し、修正するシステムがあります。	4	4
(全法人) 中長期経営計画の見直しを踏まえて、年度ごとの経営数値目標と実績を比較、分析して、その結果に応じて次年度の経営数値目標や計画を見直すシステムがあります。	4	4
(全法人) 公社等経営評価委員会等の第三者評価機関からの提言等について対応策を策定し、実施しています。	4	3
総合評価	A	B

公社等コメント	所管課コメント
<p>(「公社が自立的な経営を実践するため、経営の裁量権の幅について現在より拡大する必要があるか。」について、コメントしてください。 必要がある場合、「経営の裁量権の幅の拡大について、県の所管課に要求するなど、具体的に行動しているか。」について、コメントしてください。)</p> <p>当指導センターは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」並びに寄附行為に基づき運営し、各事業についても国の定める各要綱を遵守し生活衛生関係営業の健全な発展を図るため事業を推進している。</p>	<p>当法人は、生衛法に基づき設置され、同法に規定された事業を実施しており、県としては経営の裁量権を特に規制していない。</p>

(2)事業内容等

評 価 項 目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 個別の事業の目標は、経営数値で具体化しています。	5	4
(全法人) 当該事業を遂行する上で必要な目標経営数値を設定するに際して、組織構成員が責任をもって参画しています。	5	4
(全法人) 個別の事業の目標経営数値と実績値を比較し、差異の原因分析をしています。	5	4
(全法人) 前項の原因分析に基づき対応策を策定し、それを実施しています。	5	4
(全法人) 個別の事業内容は、外部経営環境の変化に応じて見直ししています。	5	4
(全法人) 民間や他の団体が担える事業を実施していない。	5	5
(全法人) 実施事業の広報活動について、積極的に取り組んでいます。	5	4
(大規模民法・特別法人) 受託事業を再委託する際、主要部分は直営で実施するなどその内容は適切です。		
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
<p>当指導センターが実施する事業は「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」並びに国が定めた事業毎の要綱に基づき事業を実施している。</p> <p>また、センター事業の周知を図るためリーフレットの配布、景気動向等調査結果を配布し情報提供を実施している。</p>	<p>(「当法人が行っている事業は、今後も全て継続すべきだと考えているか。」については、必ずコメントしてください。)</p> <p>当法人は、生衛法に基づき設置され、同法に規定された事業を実施しており、今後とも改善を加えながら全て継続していく必要がある。</p>

(3)組織体制等

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業の必要性、公共性等の事業の意義及び設立目的と第三セクター活用の妥当性について、評価システム(外部、設立団体、内部等)をもっています。	5	4
(全法人) 理事会は形骸化せずに、経営上の重要な事項(経営組織の変更、一定金額以上の借入金、投資、職員の給与等)について意思決定をするなど、有効に機能しています。	5	4
(全法人) 監事監査による具体的な指摘事項がなされたり、必要十分な時間により監査が実施されるなど、監事監査が実効性をもって実施されています。	5	4
(全法人) 目標経営数値を達成するため、業務遂行上の権限・責任が組織構成員に対して明確です。	5	4
(全法人) 県派遣職員及び県職員OBを必要最少限度にして、人事組織面において自主経営を確立しています。	5	4
(全法人) 内部統制のあり方を定期的に見直しています。	5	4
(大規模民法・特別法法人) 組織が硬直化しないように、組織(課・係)の再編成やフラット化、事務分掌の変更等)の見直しを行っています。		
(全法人) 同一職務への長期間の職員配置の見直しを行っています。	-	-
(全法人) プロパー職員の役員・管理職登用を行っています。	4	4
(全法人) 役員報酬は経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	5
(全法人) 職員給与は職員の業績と経営状況に鑑みて適切なものとなっています。	5	4
(全法人) 適正な人事評価制度を導入しています。	5	4
(全法人) 職員に対する自己啓発の支援、及び研修等の教育システムを持っています。	5	4
(全法人) 職員の経営への積極的な提案を具体的に取り上げています。	5	4
(全法人) 経営情報等の情報公開を、県民に対し、積極的に行っています。	5	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
当指導センター職員数及び職員給与については、国の医療関係者養成対策費等補助金により規定されている。 情報公開について事務所備付或いはHPに掲載しいつでも閲覧可能である。	当センターは、事務局が小規模な組織であり、人件費等は国の補助金交付要綱に規定されている。

(4) 事業遂行の効率性・有効性

評価項目	公社等 自己評価	所管課 評価
(全法人) 事業遂行の効率性向上のため、事務処理の問題点の把握や原因分析を積極的に行っています。	5	4
(全法人) 把握された事務処理の問題点に対する改善を行っています。	5	4
(大規模民法・特別法人) 事業毎の収支管理を行っています。		
(全法人) 管理費削減のために支出項目の分析を行っています。	5	4
(全法人) 管理費削減のために具体的な改善を行っています。	5	4
(全法人) 業務委託や一定金額以上の物品購入コストの低減のために、入札方式や契約方法を工夫しています。	5	4
(大規模民法・特別法人) 効率的かつ有効な業務遂行のために外部委託を行っています。		
(大規模民法・特別法人) 外部委託業者の選定基準・プロセスが公開され、明確です。		
(全法人) 取引相手先が固定化していない。	4	4
(全法人) 金融機関等に対する金利交渉等を行っています。	-	
(全法人) 資金運用、投資先を定期的に見直ししています。	-	
(全法人) 保有資産の含み損はない。	5	5
(全法人) 回収困難な債権が増加していない。	5	5
(全法人) 実践した施策遂行の結果を評価しています。	5	4
(全法人) 前項の評価を開示しています。	5	4
	総合評価	A

公社等コメント	所管課コメント
事務処理について定期的な点検を実施し、問題点があった場合は逐次改善を図っている。会計についても内部検査要綱を設け相互監査を行っている。	国、県の補助金が導入され、毎年度チェックしており、資金面のトラブルは発生していない。

財務

1 財務の状況

二つ以上の会計部門を持っている法人は総括表により記載する。

(1) 収支計算の概要

(単位: 千円未満四捨五入)

収入の部		前々年度	前々年度	前年度
ア	基本財産運用収入	9	7	3
イ	入会金収入			
ウ	会費収入	250	250	250
エ	事業収入	443	126	30
オ	補助金等収入	29,600	29,345	28,932
カ	負担金収入			
キ	受託収入	4,100	3,800	5,341
ク	寄付金収入			
ケ	運用財産受取利息	1	3	
コ	雑収入			139
サ	基本財産収入			
シ	固定資産売却収入			
ス	敷金・保証金戻り収入			
セ	借入金収入			
ソ	特定預金取崩収入			
タ	他会計受入収入	1,650	1,930	1,930
チ	当期収入合計	36,053	35,461	36,625
ツ	前期繰越収支差額	988	824	524
テ	収入合計	37,041	36,285	37,149
支出の部				
ト	事業費	12,532	11,595	11,638
ナ	管理費	22,036	22,236	21,690
	ニ (うち人件費)	17,888	18,146	18,487
ヌ	固定資産取得支出			
ネ	敷金・保証金支出			
ノ	借入金返済支出			
ハ	特定預金支出			770
ヒ	他会計繰入支出	1,650	1,930	1,930
フ	当期支出合計	36,218	35,761	36,028
ヘ	当期収支差額 チ - フ	165	300	597
ホ	次期繰越収支差額	823	524	1,121

注1 正味財産増減計算書より

増加の部

マ	退職給与引当金取崩額			
ミ	その他の引当金取崩額			

減少の部

ム	固定資産除売却額			
メ	固定資産減価償却額	649	641	519
モ	退職給与引当金繰入額			
ラ	その他の引当金繰入額			

注1 減価償却方法

(例:定額法による税法基準の償却率)
 定額法による税法基準の償却率

償却過不足額	前々々年度	前々年度	前年度
償却不足額の当該年度分は メ に加味する。			

注2 退職給与引当金の引当方法

退職給与引当金の算出方法、決算書上の負債としての計上の状況、特定資金の留保の状況について記載してください。
 中小企業退職金共済事業団の中小企業退職金共済制度に加入している。

(引当していない場合や引当不足がある場合は、支給対象社員の自己都合退職の期末要支給額を計算し、期末帳簿残高との差額を **モ** に入れる。)

注3 その他の引当金の種類と引当方法

引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法
引当金の名称	引当方法

引当不足がある場合は、あるべき期末残高と期末帳簿残高との差額を **ラ** に加味する。

(2) 財政状態の概要

(単位:千円未満四捨五入)

項 目		前々々年度	前々年度	前年度
a	流動資産	1,099	675	1,226
b	固定資産	10,483	9,842	10,093
c	(うち基本財産 / 基本金)	5,160	5,160	5,160
d	(うちその他の固定資産)	5,323	4,682	4,933
e	資産合計	11,582	10,517	11,319
f	流動負債	276	151	105
g	(うち借入金)			
h	固定負債			
i	(うち借入金)			
j	負債合計	276	151	105
k	正味財産	11,306	10,366	11,214
l	(うち当期増減額)	814	753	848

(3) 内部留保金額

(単位:千円未満四捨五入)

項 目	前々々年度	前々年度	前年度
総資産額	11,306	10,366	11,214
(1) 財団法人における基本財産	5,160	5,160	5,160
(2) 公益事業を実施するために有している基金			
(3) 法人の運営に不可欠な固定資産			
(4) 将来の特定の支払に充てる引当資産等	3,000	3,000	3,770
(5) 負債相当額			
m 内部留保金額	3,146	2,206	2,284

「内部留保」とは、総資産額から、次の事項等を控除したものとする。

財団法人における基本財産

公益事業を実施するために有している基金(事業目的が限定的であり、容易に取り崩しができないものに限る。)

法人の運営に不可欠な固定資産: 法人事務所、事業所、土地、設備機器等 (固定資産については、真に必要な水準に限られるべきものであり、法人の事業内容、規模等から考えて不必要に広い法人事務所等は、これに該当しない。)

将来の特定の支払に充てる引当預金等: 退職給与引当金、減価償却引当預金等 (引当預金についても、法人の運営上将来必要な特定の支払に充てることが明瞭であり、かつその支払等が可能な限り明確に予定されているものに限られるべきである。従って、退職給与引当金の債務の額を超えて引き当てられた退職給与引当預金等は、これに該当しない。)

負債相当額(将来の支出が明瞭なものに限る。また、引当預金を有しているものは除く。)

(4) 補助金等の受入状況

(単位:千円未満四捨五入)

区 分	交 付 者	前々々年度	対全体収入比 (%)	前々年度	対全体収入比 (%)	前年度	対全体収入比 (%)
	国・地方公共団体						
補助金収入 1	国	12,750	35.4	12,621	35.6	12,615	34.4
	県	16,750	46.5	16,624	46.9	16,217	44.3
	その他	100	0.3	100	0.3	100	0.3
	小計	29,600	82.1	29,345	82.8	28,932	79.0
	2 うち、自主事業に係る補助金収入						
無利子借入金による 利息軽減額の長期 プライムレートによる 試算額 3	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
土地・施設等使用料 に係る減免額 4	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
受託料収入 5	国						
	県						
	その他	4,100	11.4	3,800	10.7	5,341	14.6
	小計	4,100	11.4	3,800	10.7	5,341	14.6
債務保証・損失補償 6	国						
	県						
	その他						
	小計					0	
そ の 他 7	国						
	県						
	その他						
	小計	0		0		0	
合 計		33,700	93.5	33,145	93.5	34,273	93.6

1～7の具体的内容

補助金収入

青森県生活衛生指導助成費補助金(国、県1/2)
 青森県生活衛生関係営業振興事業費補助金

受託収入

(財)理容師美容師試験研修センター委託事務交付金
 生活衛生関係営業景気動向等調査
 生活衛生関係営業経営実態調査
 生活衛生関係営業活性化調査

2 財務分析

(1) 損益計算書

収支計算書等を以下のように組み替えて、フロー式(公益法人会計基準第5の2の但し書き)の正味財産増減計算書を作り、損益の状況を発生原因別に明らかにする。

(単位:千円未満四捨五入)

フロー式正味財産増減計算書(損益計算書)		前々年度	前々年度	前年度
増加原因の部		計算式		
基本財産運用収入	ア	9	7	3
入会金収入	イ	0	0	0
会費収入	ウ	250	250	250
事業収入	エ	443	126	30
補助金等収入	オ	29,600	29,345	28,932
負担金収入	カ	0	0	0
受託収入	キ	4,100	3,800	5,341
寄付金収入	ク	0	0	0
運用財産受取利息	ケ	1	3	0
雑収入	コ	0	0	139
基本財産収入	サ	0	0	0
固定資産売却益(損)	シ - ム	0	0	0
退職給与引当金取崩額	マ	0	0	0
その他の引当金取崩額	ミ	0	0	0
小計	リ	34,403	33,531	34,695
減少原因の部		計算式		
事業費	ト	12,532	11,595	11,638
管理費	ナ	22,036	22,236	21,690
固定資産減価償却費	メ	649	641	519
退職給与引当金繰入額	モ	0	0	0
その他の引当金繰入額	ラ	0	0	0
小計	ル	35,217	34,472	33,847
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	814	941	848

(2) 独立採算過不足額計算書

損益計算の結果を受けて、法人運営費用に対する独立採算の過不足額を計算する。

(単位:千円未満四捨五入)

独立採算過不足額計算書		前々年度	前々年度	前年度
計算式				
当期正味財産増減額(当期利益・損失額)	レ	814	941	848
補助金等収入	1	29,600	29,345	
自主事業に係る補助金収入	2			0
利息軽減額の試算額	3			0
使用料減免額	4			0
独立採算過不足額()	レ - 1 又は レ - 2 - 3 - 4	30,414	30,286	848

(3)財務分析比率表

(単位:%・小数点1桁)

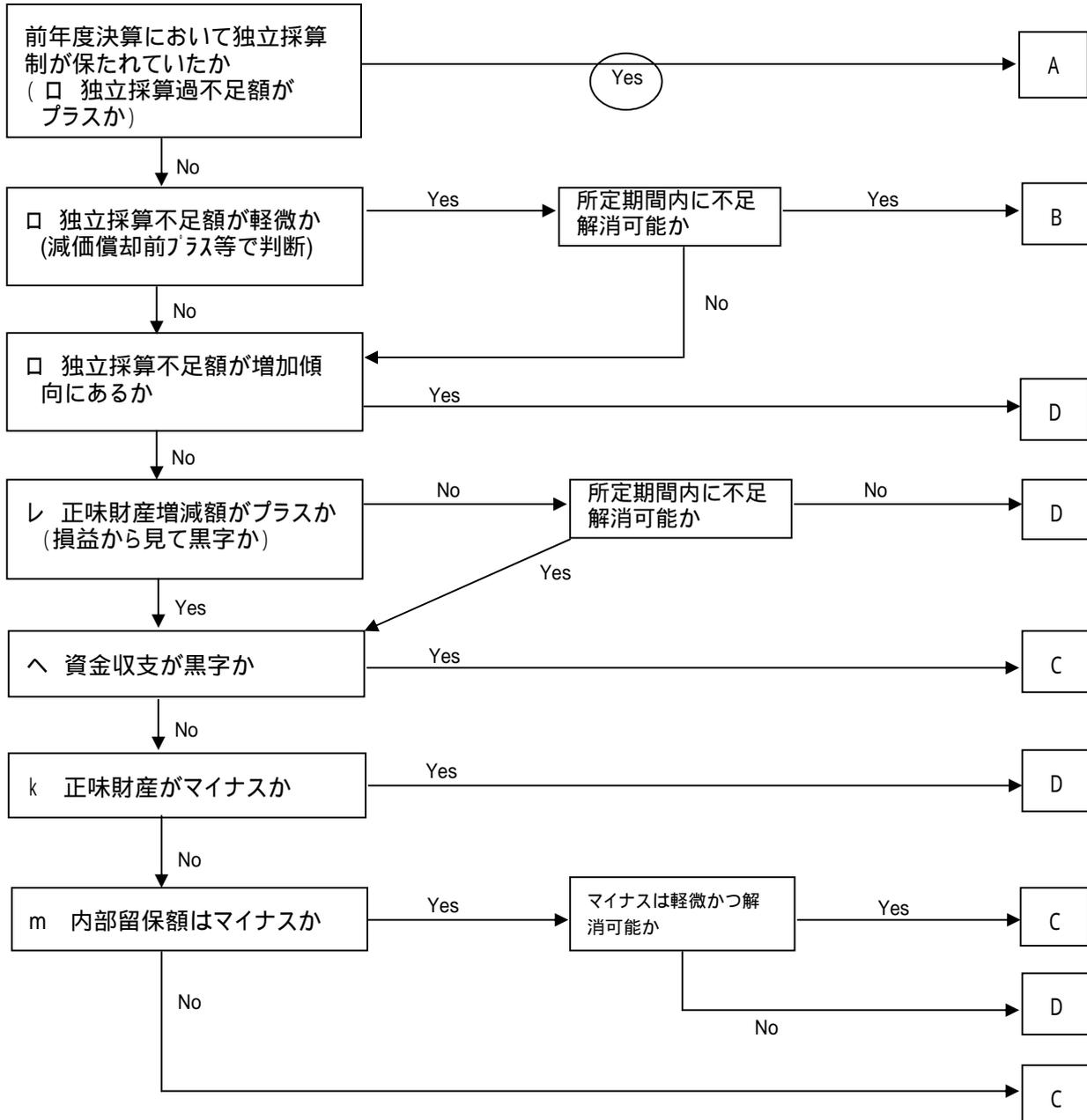
比率の名称	算式	前々々年度	前々年度	前年度	傾向 (前年度/前々年度)
健全性					
内部留保率	m 内部留保金額 / ㊦ 収入合計	8.7	6.2	6.2	
管理費比率	ナ 管理費 / フ 支出合計	60.8	62.2	60.2	
人件費比率	ニ 管理費(うち人件費) / ナ 管理費	81.2	81.6	85.2	
借入金依存度	借入金等残高 / e 資産合計	0.0	0.0	0.0	
採算性					
独立採算過不足割合	ロ 独立採算過不足額 / (ト 事業費 + ナ 管理費)	88.0	89.5	2.5	
総収入対収支差額比率	ハ 収支差額 / ㊦ 収入合計	0.5	0.8	1.6	
1人当たり年間収入	㊦ 収入合計 / 総職員 (単位:千円)	9,013	8,865	7,325	
				上昇数	2
				横ばい数	4
				下降数	1
				評価	+

3 財務評価

(1) 評価のフローチャート(下記の該当するYes、No及びA～Dを丸で囲むこと)

< 独立採算過不足額計算書他からみて >

独立採算過不足額: 当期正味財産増減額から自主事業に係る補助金、無利子借入金による利息軽減額の長期プライムレートによる試算額、土地・施設等に係る減免額を差し引いた実質的な損益(p19)で、本県独自の指標。



A: 良好
 B: 概ね良好
 C: 改善を要する
 D: 大いに改善を要する

(2)財務評価に関するコメント

公社等の業種や性格、公共性、また設備投資の多寡、経営の責めに帰すべき理由など、特記事項がある場合には、その内容(県の施策等と実施事業の関連性、類似事業を行う法人等の状況等の考慮)を具体的に記入する。

公社等コメント	所管課コメント
<p>等指導センターは県内における生活衛生関係営業の経営の健全化と衛生水準の維持向上を目的とした諸事業を行う公益性の高い指導機関であり、収入の殆どは国、県の補助金で賄われているが、受託事業等収益事業も実施し、自主財源の確保に努力している。</p>	<p>(設立の経緯) 指導センターは生活衛生運営の適正化及び振興に関する法律に基づき知事が指定したものであり、全国47都道府県において設立され指定を受けている。</p> <p>(事業の運営方法) 指導センターの事業については、設立当初から国及び県の補助金により実施されており、その後、標準営業約款事業や試験研修センター事務委託等事業収入など委託費収入が見込める事業も実施するようになったが、主な事業は現在においても補助金により実施されている。</p> <p>(補助金の概要) 県は、指導センターの実施している次の2つの事業に対して経費の補助を行っている。 生活衛生指導助成事業については係る経費の2分の1づつを県と国で補助している。生活衛生関係営業振興事業については国が生活衛生営業の振興事業の財源を地方交付税措置したものを県が単独で補助している。</p> <p>(県の補助が必要な理由) 公衆衛生の見地から、県民の日常生活に極めて深い関係のある生活衛生営業について、衛生施設の改善向上、経営の健全化等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護に資し、県民生活の安定に寄与することを目的とするために、指導センターの適切な経営相談指導事業の充実等について、県が指導センターに補助する必要がある、生衛法により助成が規定されている。</p> <p>(結論) 以上のことから、指導センターが事業を実施するにあたり、県からの補助金は必要不可欠であり、今後も引き続き補助していく必要がある。支出中の人件費の割合が大きいため、財務分析表における管理比率や人件費率が高率となっているが、職員を配置することが、補助要綱で定める事業(経営指導員設置事業、相談室設置事業)となっており、実質は事業費に相当すると考えられる。</p>